

預金商品の概要 [定期預金]

平成 30 年 4 月 2 日

1. 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金 (大口定期預金)
2. ご利用いただける方	法人・個人
3. 期間	<p>〈定型方式〉 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年</p> <p>〈満期日指定方式〉 1ヶ月超5年未満</p> <p>定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続 (元金継続、元 利息継続) の取扱いができます。</p>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>一括預入</p> <p>1, 000万円以上</p> <p>1円単位</p>
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>固定金利</p> <p>預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用しま す。</p> <p>預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは預金規定に定めた中間利払日以後およ び満期日以後に分割して支払います。</p> <p>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</p>
7. 税金	<p>利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。</p> <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われ る利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税5%) の税金がかかります。</p>
8. 手数料	
9. 付加できる特約 事項	
10. 中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利 率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限

	前解約利息とともに支払います。なお、中間利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭のコ利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部<u>お客様相談窓口</u>（9時～17時、電話 0120-454-585）までお申し出ください。また、当金庫のほか、全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話 03-5524-5671）でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、<u>お客様相談窓口</u>または全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>
13. その他参考となる事項	<p>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>中間利払日に支払う利息は預金規定に定めた利率により計算します。預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</p>